

人事院会議議事録

会議日

令和6年3月14日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (給与局)
中西給与第二課長、井手給与第三課長、
藤原生涯設計課長

議題

人事院規則9-2(俸給表の適用範囲)等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9-2(俸給表の適用範囲)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり令和6年度予算に係る組織改正及び諸手当改定等に伴い、人事院規則9-2等について改正を行うこととしたいと説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則9—2(俸給表の適用範囲)等の一部改正について

令和6年3月14日
事務総局
給与局

令和6年度予算に係る組織改正及び諸手当改定等に伴い、以下の人事院規則等の一部改正を行うこととする。

【人事院規則】

1 人事院規則9—2(俸給表の適用範囲)

公安職俸給表(二)の適用範囲を定めた第5条について、法務省婦人補導院の廃止に伴い、同条第2号の改正を行う。

2 人事院規則9—6(俸給の調整額)

俸給の調整を行う官職等を定めた別表第1について、以下の改正を行う。

(1) 会計検査院

会計検査院の橋渡し人材をもって充てる官職に新たに調整数1を適用することに伴い、第1号に同院を規定する。

(2) 法務省

婦人補導院の廃止に伴い、第2号の2を削除する。

3 人事院規則9—17(俸給の特別調整額)

俸給の特別調整を行う官職等を定めた別表第1について、以下の改正を行う。

(1) 個人情報保護委員会

級別定数表の備考措置により、行政職俸給表(一)を適用可能としている事務局次長(指定職俸給表適用官職)について、当該備考措置が削除されることから、当該官職を行政職俸給表(一)適用職員が占めることはなくなるため、規則別表に掲げるⅠ種の代表官職について次長を審議官に改める。

(2) 法務省

婦人補導院の廃止に伴い、同院の欄を削除する。

(3) 公安調査庁

公安調査局に部次長が新設されることに伴い、同官職をⅢ種として規定する。

(4) 経済産業省

電力・ガス取引監視等委員会事務局に室長が新設されることに伴い、同官職をⅡ種として規定する。

4 人事院規則9—30(特殊勤務手当)

(1) 移動通信等作業手当(第 21 条)【対象省庁:警察庁】

通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業のうち、著しく危険であるものについて、手当額の加算措置を講じるための改正を行う(加算対象業務及び加算額は、事務総長通知において規定)。

(2) 航空管制手当(第 23 条)【対象省庁:国土交通省】

新千歳空港事務所における進入管制業務及びターミナル・レーダー管制業務を適用対象業務に追加し、手当額を1日につき770円とする。

(3) 犯則取締等手当(第 28 条の5)【対象省庁:警察庁】

警察庁関東管区警察局に所属する対象職員が、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関して、被疑者等の住居又は事務所等において刑事訴訟法の規定に基づき行う逮捕、差押え又は搜索の業務を適用対象業務に追加し、手当額を1日につき550円とする。

(4) 小笠原業務手当(第 31 条)【対象省庁:林野庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省】

小笠原業務手当の適用期限を5年間(令和 11 年3月 31 日まで)延長する。

(5) その他

前記(1)の加算対象業務について、移動通信等作業手当と犯則取締等手当の併給を禁止する(第 32 条)。

法務省婦人補導院の廃止に伴い、同院に係る規定を削除する(第 23 条の2、第 28 条の2)。

5 人事院規則9—123(本府省業務調整手当)

本府省業務調整手当の支給対象とならない業務を定めた第3条について、水産庁における当該業務が、国際課の所掌業務から資源管理部に置かれる官職の業務になることに伴い、同条第8号の改正を行う。

6 人事院規則 11—8(職員の定年)

法務省婦人補導院の廃止に伴い、原則定年(65 歳)を超える定年の特例(段階的な定年の引上げ期間中における経過措置も含む)が適用される医療業務に従事する医師・歯科医師等が勤務する施設等から、これを削除するための改正を行う。

7 人事院規則 11—11(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

管理監督職勤務上限年齢制導入後の人事運用に支障が生じないように、特定管理監督職群を構成する管理監督職を追加指定する必要があるため、九州運輸局の特定管理監督職群の区分を追加し、同区分に個別官職を規定し、管区行政評価局等、四国運輸局及び管区海上保安部等の特定管理監督職群に個別官職を規定する改正を行う。

令和6年度の組織改正に伴い、特定管理監督職群を構成する管理監督職を変更するため、総務省総合通信局等の特定管理監督職群の個別官職の改正を行う。

8 人事院規則1—4(現行の法律、命令及び規則の廃止)

令和6年3月31日までに実質的に効力を失っている人事院規則9—149(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)及び人事院規則9—150(令和5年改正法附則第2条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける特定任期付職員の俸給月額の切替え)を廃止する改正を行う。

【権限委任関係】

9 令和6年人事院公示第●号の制定

上記4及び8(人事院規則9—149に係る部分に限る。)の改正に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた人事院公示(昭和38年人事院公示第5号)に関し、所要の改正を行う人事院公示を制定する。

10 令和6年人事院公示第●号の制定

上記7の改正に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた人事院公示(令和4年人事院公示第2号)に関し、所要の改正を行う人事院公示を制定する。

【公布日・施行日】

上記6、7及び10以外は、いずれも令和6年4月1日公布・同日施行

上記6、7及び10は、令和6年3月29日公布・同年4月1日施行

以 上